

# とびだそう 未来へ



目次

巻頭言

## 中学校道德科の 授業が始まる！ ②

林 泰成

変わる道德教育

## 「特別の教科 道德」 いよいよスタート！ ④

## 「考え、議論する道德」に向けて ⑥

連載／「考え、議論する」道德科の授業づくりのヒント

## 時は来た！ 生徒のための 道德科授業への挑戦 ⑧

桃崎 剛寿

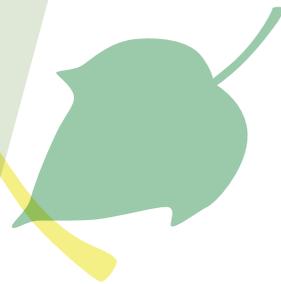
連載／いじめをなくす道德授業

## 変わるべき人は誰でしょう ⑩

千葉 孝司

## カリキュラム・マネジメントと 道德教育 ⑫

吉富 芳正



# 中学校道徳科の授業が始まる！



はやし やすなり  
**林 泰成**

上越教育大学副学長

中学校でも、小学校に1年遅れて平成31年度から、いよいよ「特別の教科 道徳」（以下、道徳科）が始まります。中学校では、先行する小学校での取り組みを参考にできるとはいえ、中学生の道徳性の発達段階や学校種による制度の違いを前提に道徳科の授業の在り方を考えると、中学校が独自に考えていかなければならないこともあります。

中学生の時期は、思春期にあたります。身体的にも大人に向かって大きな変化が起こりますし、精神的にも動揺しやすい時期だといえるでしょう。道徳性の発達についても、この頃に退行現象が起こると主張する研究者もいます。一時話題になった「中1ギャップ」は、小学校から中学校に進級する際に生じるいじめの増加や、学校への不適応症状などの増加を意味していますが、これも、思春期の不安定さと無縁ではないでしょう。

しかし、このような多感な時期だからこそ、人間としての生き方について考えさせる道徳科の授業には大きな期待が寄せられています。

また、小学校とは違って、教科担任制をとっている中学校では、一人の学級担任が、ほとんどすべての授業を教えるというわけではありません。ということは、生徒の学校生活の様子をすべてを見られるというわけではないということになります。しかしものは考えようで、こうした事態は「多くの教科担任が、多面的・多角的に生徒たちの様子を観察でき

る」ということでもあります。学級が、閉じた学級王国にならずにすむということです。しかも、学級担任の手には道徳科の授業が委ねられていますから、同僚の先生方と生徒についての情報を交換しつつ、生徒たちには人間としての生き方を教え、正義や思いやりについて語り、友情や愛について熱い思いを伝えることができるのです。

教育基本法の第一条は、「教育は、人格の完成を目指し」という文言から始まりますが、その人格形成の直接的な手立てとして、学級担任は道徳科の授業を実践できるのです。

## 授業はどのように変わるか？

では、その授業は、これまでとどのような点が異なるのでしょうか。

従来の授業では、教材の登場人物の心情を追いかけて、教材を理解し、その後、話し合いを通じて道徳的価値を学ぶという形式が一般的だったといえるでしょう。それはそれで一定の成果をあげていたといえます。しかしときとして、授業ではきれいごとを語っても、実際の行動の変容にまではつながらないということもあつたのではないのでしょうか。

今回、教科化に伴って改訂された新しい学習指導要領では、「問題解決的な学習」、「道徳的行為に関する体験的な学習」を適切に取り入れることが謳われています。また、平成28年に、道徳教育に係る評

価等の在り方に関する専門家会議から出された報告書では、「質の高い多様な指導方法」として、この二つに加えて「読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習」が取り上げられています。これらは「多様な指導方法の一例」であるとも書かれており、今まで以上に、多様なアプローチを導入することが認められています。先生方の工夫次第で、さまざまな授業展開が可能なのです。

「読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習」は、従来の心情理解中心の授業展開でも可能です。ただし、自我関与の部分では、今まで以上の工夫が求められるのではないのでしょうか。物語の世界で学んだことも、自分ごととして考え始めると、また違った答えが導かれることもあります。きれいごとだけで終わらせず、生徒自身の行動の変容にまでつながるような工夫が求められます。

「問題解決的な学習」は、これまではあまり十分ではなかったといえます。もちろん、話し合いを用いた授業はよく行われていたわけですが、問題解決に向かって議論を深めていくようなスタイルとは違っていました。今後は教科書の中にも、こうした学習スタイルで使うことのできる教材が収められます。

「道徳的行為に関する体験的な学習」では、役割演技やスキルトレーニングが利用されます。役割演技については、これまでも用いられていましたが、どちらかといえば、資料理解に資する手法として活用されていたように思います。今後は、もう少し活用範囲が広がるのではないのでしょうか。たとえば、教材の一場面を再現する役割演技ばかりではなく、問題解決のために役割演技を行うなどの用いられ方も多くなるのではないのでしょうか。スキルトレーニングについては、従来は、道徳の時間に用いるべきではないと考える方が多かったです。しかし、

道徳教育が心を育てるものだとしても、それが行動にまでつながらなかったら、道徳教育として十分なものではありません。内面も外面も育成することが求められるのです。

教材については、学習指導要領では、「生徒の発達の段階や特性、地域の実情等を考慮し、多様な教材の活用に努めること」と記されており、生徒たちが問題意識をもって考えることができるような教材を開発したり活用したりすることが留意点として示されています。とはいえ、教科になりましたので、教科書があります。教科書は使用義務がありますから、教科書の教材を用いたうえで、補助的に、自作資料を用いたり、他の物語を活用したり、新聞記事を使ったりするということになります。

### **世界に向けて発信できるような授業実践を！**

道徳教育は、特定の道徳的価値観を押しつけるだけのものではなりません。それが民主主義社会においても社会秩序を維持するために必要なものであることを、子どもたちが主体的に理解したうえで、みんなで考え、議論しながら学ぶべきものだと私は考えます。

だからこそ、よりよい社会をつくっていくために何が必要なのかを考えたうえで、そのために必要な授業実践を行うべきです。今回の教科化では、多様な指導方法が求められている点で、そうした取り組みが可能になっています。

日本の授業研究は、諸外国に比べて優れているといわれています。これは、先生方が日々の実践において工夫を重ねていることの結果であると思います。道徳科授業についても、世界に発信できるような実践を進めていただきたいと願っています。

# 「特別の教科 道徳」 いよいよスタート！

## 1 道徳科はなぜ「特別の教科」なのか

小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から「特別の教科 道徳」（道徳科）が始まります。なぜ、「特別の」という冠がついているのでしょうか。

昭和33年の学習指導要領解説では、教科には(1)教員免許状、(2)教科用図書（検定教科書）、(3)評点による成績評価があるとしており、その考え方を踏襲すると、新しい道徳を他の教科と同じと考えることはできません。

また、道徳教育は各教科、総合的な学習の時間や特別活動においても行うものであり、道徳科は、それら学校教育全体で行われる道徳教育の「要」として位置づけられているのです。

## 2 道徳教育が目ざすもの

教育基本法第一条には、教育の目的として「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定されています。この「人格の完成」の基盤となるのが道徳教育です。人間観、世界観など、人として他者と関わり生きていくうえで必要なことが凝縮されています。

それでは、道徳教育が目ざすものはなんでしょうか。それは道徳性の育成です。新学習指導要領の第1章総則では、次のように示されています。

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考

え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。」（中学校学習指導要領「第1章総則 第1 中学校教育の基本と教育課程の役割2（2）」より。下線は編集部。）

さらに道徳科の「目標」では、より具体的な記述がされています。

「第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」（「第3章特別の教科 道徳 第1目標」より。下線は編集部。）

人間は道徳性を有することで、本来のあり方生き方を通してなされる諸々の道徳的行為を可能にしています。「特別の教科 道徳」を実施することにより、次代を担う子どもたちの道徳性を養うことが求められています。

## 3 教科化の背景

### ● いじめの問題

これまでも「道徳の時間」はあったのに、なぜいま道徳は「特別の教科」になるのでしょうか。

その理由の一つに、いじめの問題があります。いじめはよくないことである、ということはほとんどの生徒がわかっています。しかし複数の人間がいる以上、そこにはなんらかの格差が生じたり、グループ化が進んだりして異なる他者が生まれてきます。いじめを苦にして自ら命を絶つ痛ましい事件が繰り返し起きていることから、国は平成25年に教育再生実行会議を立ち上げ、「いじめ問題等への対応について」の提言をまとめました。平成28年11月、当時の文部科学大臣は次のメッセージを出します。——いじめられた子供は、学校に通えなくなったり、心身の発達に重大な支障を生じたり、尊い命が

絶たれるという痛ましい事案も発生しています。いじめた子供も、法律又は社会のルールに基づき責任を負わなければならない場合があるとともに、その心に大きな傷を残します。「いじめのつもりはなかった」、「みんなもしていたから」ではすみません。また、いじめられている子供を見ていただけの周囲の子供も、後悔にさいなまれます。

子供たちを、いじめの加害者にも、被害者にも、傍観者にもしないために、「いじめは許されない」ことを道徳教育の中でしっかりと学べるようにする必要があります。——（「いじめに正面から向き合う『考え、議論する道徳』への転換に向けて」より一部抜粋。）

道徳教育の実効性が、強く求められています。

## ● 道徳教育が抱える課題

教育再生実行会議の提言を受けて、「道徳教育の充実に関する懇談会」が文部科学省に設置されました。道徳教育の課題と教科化に向けた活発な議論のなかで、次のような指摘がなされました。

### 量的課題

- ・歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮がある。
- ・他教科に比べて軽んじられ、他の教科等に振りかえられている。

### 質的課題

- ・教員をはじめとする教育関係者にも道徳教育の理念が十分に理解されておらず、効果的な指導方法も共有されていない。
- ・道徳教育に関する理解や道徳の時間の指導方法について、地域や学校、教師間の差が大きい。
- ・授業方法が読み物の登場人物の心情を理解させるだけなどの型にはまったものになりがちである。
- ・学年が上がるにつれて、道徳の時間に関する児童生徒の受け止めがよくない状況にある。

## 4 教科化すると、ここが変わる

これらの議論を受けて平成27年3月、学習指導要領が一部改正、告示され、道徳は「特別の教科」

として位置づけられました。教科になると、これまでとはどのようなことが変わるのでしょうか。

### 履修の義務

小学1年生は年間34時間、小学2年生から中学3年生までは年間35時間の授業を行うことが義務づけられます。（⇒量的課題の解消）

### 検定教科書の使用義務

主たる教材として、検定教科書を使用することが義務づけられます。これまで学校や自治体ごとに開発してきた教材も活用し、実のある授業を行う必要があります。（⇒質的課題の解消）

### 評価の導入

教科化すると、評価も導入されます。道徳科においても、評価は、生徒が自らの成長を実感し意欲の向上につなげるために、教員が生徒の学習状況を把握しその結果を踏まえ自らの指導について改善を行うために、必要なものです。新学習指導要領解説では評価についての記述が充実し、評価の意義や考え方として、次のようなことが示されています。

- ・道徳性は、生徒の人格全体に関わるものであり、数値などによって不用意に評価してはならない。
  - ・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の生徒の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努める。
  - ・他の生徒との比較による評価ではなく、生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと。
  - ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。（下線は編集部。）
- さらに、評価に当たって重視すべき点として次のようなことが挙げられています。
- ・他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか。
  - ・道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか。

# 「考え、議論する道徳」 に向けて

## 1 未来を切り拓いていく子どもたちに 求められる資質・能力

グローバル化が進む現代社会では、さまざまな文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きる力——自分の考えを説明し、理解し合うための資質・能力が必要です。

また、技術革新に伴うコミュニケーションや対人関係の変化により、新たな倫理的問題が生じています。とくにスマートフォンなどの情報機器が広く使われることで生じる、これまでとは異なるさまざまな問題に、対応する力も求められます。

さらに、かつてないスピードで少子高齢化が進み、家庭や地域の状況も変化している日本社会においては、誰も経験したことのない状況下での、社会の持続・発展が求められています。経済活動を支える労

働年代の減少により、産業の構造、経済の環境などが大きく変化することが予想されます。

こうした予測困難な時代を生きていく子どもたちには、自らの人生や社会における答えが定まっていない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ねて探究し、「納得解」を得るための資質・能力が求められます。こうした資質・能力の育成のために、道徳教育はますます重要になっているのです。

「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」との中央教育審議会答申（「道徳に係る教育課程の改善等について」平成26年10月）を踏まえ、平成27年3月に一部改正された学習指導要領は、「発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う『考える道徳』、『議論する道徳』へと転換を図るものである」とことが解説に示されています。

## 2 質の高い多様な指導方法

道徳の授業を、こうした資質・能力を身につけることができる、また実効性のあるものにするために、どのような工夫をすればよいのでしょうか。

下の三つは、多様な指導方法の一例として、道徳

道徳科における質の高い多様な指導方法について（イメージ）

	読み物教材の登場人物への 自我関与が中心の学習	問題解決的な学習	道徳的行為に関する体験的な学習
ねらい	教材の登場人物の判断や心情を自分との関わりで多面的・多角的に考えることなどを通して、道徳的諸価値の理解を深める。	問題解決的な学習を通して、道徳的な問題を多面的・多角的に考え、児童生徒一人一人が生きる上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養う。	役割演技などの疑似体験的な表現活動を通して、道徳的価値の理解を深め、様々な課題や問題を主体的に解決するために必要な資質・能力を養う。
	学習指導要領においては、道徳科の目標を「道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己をみつめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人として）の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と定めている。この目標をしっかりと踏まえたものでなければ道徳科の指導とは言えない。		

（道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議「『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について（報告）」より一部抜粋。）

教育に係る評価の在り方に関する専門家会議の「報告」で示されたものです。

多様な指導方法の導入が推奨されていますが、これらの指導方法は型として決められたものではないことに注意しなければなりません。学校・学級の状況を踏まえ、授業の主題に応じた適切な指導方法を効果的に用いることが大切です。そのために、教材研究をする際にも指導方法を念頭に置くことが必要になります。

逆にいえばこの教材であればこのような指導をすべき、というような固定観念を捨て、柔軟な態度で道徳教材に向き合うことが大切になります。もちろん、生徒の発言によって授業の方向修正をすることも必要になってきます。

道徳授業は生徒の心を耕す貴重な時間です。道徳授業には正答がないことはいうまでもありません。しかし、正答が決まっていない課題だからこそ、生徒とともに「考え、議論する」ことができます。そして日々の研鑽の積み重ねにより、「考え、議論する」授業を展開することができ、「特別の教科 道徳」の存在意義を強くアピールできるのです。

### 3 「主体的・対話的で深い学び」の実現

平成29年3月に告示された新学習指導要領は、小学校では平成32年度、中学校では平成33年度から全面实施されます。今回の改訂では、「何を学ぶか」という学習内容の見直しにとどまらず、「何ができるようにするか」を明確化し、「どのように学ぶか」を工夫することが求められています。

資質・能力の三つの柱（知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性等）をバランスよく育み子どもたちの学びの質を高めていくために、「どのように学ぶか」については、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学習過程の改善が求められているのです。

「生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題

を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。」（中学校学習指導要領「第1章総則 第3 教育課程の実施と学習評価1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善(1)」より一部抜粋。）

新学習指導要領のこうした考え方を先取りして教科化された道徳科においては、「考え、議論する道徳」への転換を目ざすことが、道徳科の特質に応じた「主体的・対話的で深い学び」を実現することになります。

道徳授業の質をより高め、教育活動全体を通じて行う道徳教育の要の役割を果たしていくためには、指導方法や教材の選定だけでなく、学校や日常生活での体験や各教科等とのつながりを意識し、相互の関連を図ることも大切です。指導体制の構築、指導計画の作成、体験活動の充実、家庭や地域との連携など、学校全体で取り組んでいきましょう。

#### 「主体的・対話的で深い学び」の実現のための視点

- 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。
- 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手がかりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。
- 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

# 時は来た！ 生徒のための 道徳科授業への挑戦

ももさき たけとし  
桃崎 剛寿

熊本市立白川中学校校長

## ★現場の声を前向きに変えよう

いよいよ「特別の教科 道徳」が始まります。学校現場ではさまざまな声飛び交っています。「今までの道徳授業と比べてどう変わるのだろうか」「どんな教科書ができるのだろうか」「道徳の評価では何を書けばよいのだろうか」といった不安の声があります。『自我関与が大切』と言われているのだから、今までのような普及型（以前は基本形と言われていた型）をやればよい」という、以前の指導法にこだわる声もあります。「今までの道徳と変わらないらしいよ。力を入れなくても……」という消極的な声もあります。残念ながら「これでますます道徳授業に力を入れられる。わくわくします」という積極的な声ばかりではないのです。

いやいや、それはもったいないことです。生徒とともに考える、生徒の心が豊かになる、学級内の生徒同士、生徒と教師間の信頼関係が高まっていく——そうした道徳の授業をいっそう充実させる、道徳の教科化は絶好の機会です。また、新学習指導要領が示している三つの資質・能力のうち、「学びに向かう力・人間性等」の中核をなすであろう「特別の教科 道徳」ですから、もっと前向きに捉えていきましょう。教科化に対する不安の声は、「だからこそ、多様な教材や展開、指導法に現場先行で挑戦してみよう」という声に変えていくのです。普及型の呪縛から抜け出せないという声は、「自分自身の指導のあり方の幅を広げてみよう。新たな指導法にチャレン

ジしよう」という声に変えていくのです。消極的な声は、「教科だから授業をしなければならない。どうせするなら児童生徒のためになる、そして教師自身も楽しめる授業をしよう」という声に変えていくのです。それらの目ざすべき方向をひと言で表すと、「考え、議論する」道徳科の授業づくりになります。

## ★生徒が主体的に道徳的価値を追求する授業

先日、次のような授業を助言者の立場で参観しました。中学3年生の授業で、教材は副読本の「白球の軌跡」（正進社）、ねらいは「友情、信頼」でした。あらすじは、プロ野球チームの監督が尊敬し信頼してきた選手が年齢的な衰えから成績不振になったとき、それでも彼の出場を望むファンの声に応えて起用すべきか、すべきでない（勝つことを優先させる）か、監督が葛藤するというものです。「考え、議論する道徳」の授業を展開しようとする、道徳的価値である「友情、信頼」と、経営的な判断での悩みの対立を扱わざるを得なくなるという教材としての課題をもっていました。しかし授業者は、「自分の学級の子どもたちの実態からは、この教材こそ道徳的価値を伝えることができる」という情熱をもってこの教材を選んでいました。

普及型ならば、悩む監督の気持ちを追いながら選手を信頼していくことに導いていきます。しかしこの授業では、「選手として起用するかしないか」を理由とともに生徒から自由に出させ、「チームが優勝できなかつたときにこの選手の責任にされるのは



避けたいから起用しないという考えも、このままでは終わりたくないという気持ちがきつとあるから起用するという考えも、どちらも監督がこの選手のことを大切に思う気持ちなんだね」のように、価値付けをして深めていきました。心の数直線（左への向きを「起用する」、右への向きを「起用しない」、中心を「どちらか決められない」とし、思いの強さに応じてその線上にネームプレートを置くツール）や、ミニホワイトボードを媒体とし、積極的に対話させていました。

このように一般的な読み物教材でも「予定調和で終わる道徳授業」ではなく、生徒が主体的に道徳的価値を追求する授業が実現できます。

### ★「考え、議論する道徳」とは

「考え、議論する道徳」とは、「多様な価値観の、時には対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質であるという認識に立ち、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う」道徳です（中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」平成28年12月）。学校現場には「議論する」という言葉に違和感をもっている方もいますが、ここでは「相手と議論する」ことは意味していません。そしてこの「考え、議論する道徳」を実現するために先に引用した文章を分解していくと、「教材」「展開」「活動」という三つのキーワードが見えてきます。

「考え、議論する道徳」を実現するには、

- 「多様な価値観の、時には対立」のある「教材」が必要です。そのように誘う「展開」にして「活動」を仕組むこともあるでしょう。
- 「誠実にそれらの価値に向き合い」たくなるような「教材」の魅力が必要です。
- 「考え続ける」には、思考を持続させる「展開」の工夫が必要です。「活動」を入れることも工夫

の一つです。

- 「発達の段階に応じ」た、「答えが一つではない」ような「教材」が必要ですし、そのような「展開」も必要です。
- 「自分自身の問題と捉え、向き合う」ことができるような「展開」が必要です。

### ★「教材」「展開」「活動」をどうすればよいか

「教材」「展開」「活動」の三つについて、もう少し詳しくお話ししましょう。

まずは「教材」を厳選することです。「生徒が自分の問題として真剣に考えたいくなる魅力的な教材」なのかどうかを見極めます。また、主たる教材としての教科書の使用に加え、現場には教材開発の努力（教師の主体性）が求められています。

次に、生徒がわくわくするような授業「展開」の工夫をします。従来型も可能ですがワンパターンでは弊害があります。教材の中でいちばん生徒に気づかせたいところを定め、生徒と教材が感動的に「驚き」をもって出会えるよう構成します。自分を「顧みる」学びも、展開の後半に置くとは限りません。さまざまなバリエーションをもたせ生徒の思考を活性化させます。

三つめは、協働的な学び等の「活動」を取り入れることです。現場では教師の説明中心の授業が多く見られ、生徒は受け身になっています。感動も薄くなり、思考や意欲も低下します。また、協働的な学びがないと、多面的・多角的な学びが弱くなります。実は、簡単に気軽に取り入れられる手法があります。子どもに任せるときは勇気をもって任せることです。子どもなりの納得解を導いていけばよいのです。そのような「子どもを信じる」教師の姿勢は生徒の自尊感情を高め、自由で真剣な学びを引き出します。そしてそれは必ずねらいに結びつきます。

次の号から、これら「教材」「展開」「活動」の三つの切り口から「考え、議論する」道徳科の授業づくりのヒントを具体的に示していきます。

# 変わるべき人は誰でしょう

ちば こうじ ちばこうじ  
千葉 孝司 音更町立音更中学校教諭

## 自分ごととして捉えるために

いじめを相談するとき、生徒は自分自身が教師に叱られるのではないかという不安をもつことがある。それは「いじめはいじめられる側にも原因がある」という教室の空気や、根強く残る社会の風潮に由来している。

いじめをなくすためには、いじめはいじめられる側が100%悪いという信念を教師がもつことが必要だ。世の中の犯罪は被害者がいるから起こるのではない。加害者がいるから起こるのだ。たとはいじめられる側の要因を変えたとしても、いじめる側は違う理由を探したり、別のターゲットを探したりするだけである。いじめる生徒がいるから、いじめが起こる。いじめをなくすためには、「いじめはする側が100%悪い」という徹底した指導の軸をもつことが求められる。

いじめをテーマとした道徳授業を行うと、生徒は「何があってもいじめはいけないことだと思います」といった感想を書く。一般論としてそう考えることができても、いざ実際に自分がかかわることになると「いじめられる側が悪い」という気持ちは捨てきれない。生徒の心に響かせ、自分がどんな立場にあっても「いじめはいけないことだ」と考えられるようにするのは難しいものだ。

なぜなら人を攻撃したいという気持ちになることは、誰にでもあるからである。ストレスが溜まったとき、イライラしたとき、そんな気持ちになることは誰にでもある。そしてそれを相手に原因があるせ

いだとして自分を正当化できたり、他の人もしていると罪悪感を薄めたりすることができれば、いじめへのハードルは下がる。

また、中学生になると多くの生徒が無視や悪口、からかいといった行為の被害に遭っている。「あんな思いを二度としたくない」という気持ちが、いじめる側になることを選ばせることもある。

生徒が自分ごととして、いじめをなくしたいと本気で考えるようになるためには、「自分自身のいじめにつながる気持ちに向き合う」「いじめられる側の気持ちに共感する」「自分自身がいじめをなくすためにできることに気づく」ことが大切である。

## 道徳授業「変わるべき人は誰でしょう」

内容項目 C-11 公正、公平、社会正義

本時の目標 いじめはいじめる側の問題だという認識をもち、自分たちができることを考えることを通じて、いじめのない学級を築いていこうとする心情を育む。

本時の展開 ●…教師の主な発問・指示等 ◆…生徒の活動

導入 自分自身のいじめにつながる気持ちに気づく。

◎「あなたは、人に意地悪をしたいという気持ちになったことがありますか。」  
「それは、どういうときですか。」  
「そんな自分の気持ちについてどう考えますか。」  
意地悪という言葉を使い、誰でも答えやすくする。いじめを正当化したいという気持ちに気づかせる。「いじめをしたくなる気持ちになることは誰にでもあるよね」と受容する。意見は板書する。

展開1 いじめが加害者側の問題であることに気づく。

◎「メジナという魚は、海の中では仲よく泳いでいます。狭い水槽に入れると1匹を攻撃し始めます。攻撃されてけがをしたメジナを別の水槽に移すと、残ったメジナはどうなるでしょう。」

生徒の意見を聞いたあと、「残ったメジナは他の1匹を攻撃し始めます。そしてその攻撃されたメジナを別の水槽に移しても、また次の1匹が攻撃されるそうです。」と伝える。

## 展開2 いじめの本当の原因について考える。

◎「いじめの本当の原因を探しましょう。」と次の活動を促す。

◆ワークシート①に個人で記入する。

### 道徳ワークシート①

クラスでいつも動きが人よりワンテンポ遅いA君。そのことを指摘し注意していた周囲の人から、いつのまにか、いじめられるようになりました。そこでA君は努力して、みんなと同じペースで動くようになりました。それでもクラスの中のいじめはなくなりません。

その理由を思いつくかぎり書いてみましょう。

なぜならそれは \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ からです。

なぜならそれは \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ からです。

(以下繰り返し)

◆グループで交流し、学級の中にも見られる「いじめが続く理由」をワークシートから探し発表する。

## 展開3 いじめをなくすためにできることを考える。

◎「小さなことから始めても、それが大きな力になることもあります。大切なのは皆さんの意志です。」と次の活動を促す。

◆ワークシート②に個人で記入する。

### 道徳ワークシート②

あなたのクラスで、あなたの大切な友人が、みんなに無視されたり、悪口を言われたりするようになってしまいました。あなたは友人のつらい気持ちをそのままにしておけません。あなたは努力して、クラスの中のいじめをなくすことに成功しました。

あなたがしたことを思いつくかぎり書いてみましょう。

わたしは友人を助けるために \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ をしました。

わたしは友人を助けるために \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ をしました。

(以下繰り返し)

◆グループで交流し、実際に皆で取り組みたいことを発表する。(実践では、生徒たちは自分ごととして考え、前向きで感動的な意見を発表していた。)

## 終末 教師の説話を聞く。曲を聴き感想を書く。

◎「私は人間ですから、誰かを攻撃したいという気持ちになることはあります。皆さんの中のそういう気持ちも否定しません。でも、その気持ちのままに誰かをいじめることは許せません。でないと、皆さんの中の誰かがいじめられても、仕方がないということになるからです。誰かがいじめられたら、とても胸が苦しくつらい思いになります。皆さんの心が水槽のように狭ければ、クラスにいじめが起きるでしょう。皆さんの心が海のように広ければ、いじめは起きないでしょう。」

◆「いい日になれ」(詞・曲・歌：いとたい)を聴き、感想を書く。

歌詞にある「イジメられる側にも 原因がある」と言う奴 例えあったとしても イジメていい理由にはならないだろ」「イジメられる側にも原因がある」と言う奴 100対0の比率で あちらさん側に原因があります 0対100の比率で 君は何も悪くないよ」というメッセージは、生徒の心を強く動かす。

### 授業で使用した資料

「さかなのなみだ」さかなクン リヨン社 2007年  
「いい日になれ」いとたい／いとたいブログ (<https://www.youtube.com/watch?v=3N-D0tzZ7hI&feature=youtu.be>)

# カリキュラム・マネジメントと 道徳教育

よしとみ よしまさ  
吉富 芳正 明星大学教育学部教授

## 1 いま求められる カリキュラム・マネジメント

### (1) 新学習指導要領の趣旨の実現と カリキュラム・マネジメント

平成28年12月21日の中央教育審議会答申を踏まえ、新しい小学校学習指導要領や中学校学習指導要領が平成29年3月31日に告示された。新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現を図るという理念のもと、子どもたちが新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力の育成が目ざされている。そうした新学習指導要領の趣旨を実現するための重要な柱として、子どもたちが主体的・対話的で深い学びができるようにする「授業改善」とともに、各学校における「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められている。

新学習指導要領では、第1章総則において、カリキュラム・マネジメントについて2か所にわたって記述されている。まず、第1章総則の「第1 小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割」では、次のように示されている。

4 各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善

を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

次に、第1章総則の「第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価等（※中学校は教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等）」で、次のように示されている。

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

新学習指導要領の実施（小学校は平成32年度、中学校は平成33年度から全面実施）に向け、改訂のポイントとともにカリキュラム・マネジメントの考え方を早急に普及し、各学校において適切な取り組みが進められるようにすることが課題となっている。

## (2) カリキュラム・マネジメントの考え方

カリキュラム・マネジメントとは、学校の教育目標を実現するため、教育活動と経営活動とを関連付けて、計画・実施・評価・改善の過程を循環させ、学校内外の資源を最大限に活用しながら教育の質を高めていくことである。カリキュラム・マネジメントを効果的に進める鍵は、関係する諸要素を「つなげる」ことである。

カリキュラム・マネジメントの捉え方については、中央教育審議会答申で次の三つの側面が提示されている。上述の、新学習指導要領の第1章総則第1における記述は、これらを簡潔に要約したものとなっている。

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善

を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。

- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

こうした三つの側面に示されている事柄は、どの学校でもすでにある程度は行われているが、それらが意図的、計画的、組織的に行われ、学校の教育目標の実現に結びついているかどうかが問われている。今回の学習指導要領では、子どもたちがよりよい人生や社会を創造できる資質・能力の育成を目ざすうえで、特に①の側面が強調されている。

さらに、各学校においてカリキュラム・マネジメントの確立を進めるうえで、田村によるカリキュラムマネジメント・モデル(図)が役に立つ。これは、カリキュラム・マネジメントの要素として、ア. 教育目標の具現化、イ. カリキュラムのPDCA、ウ. 組織構造、エ. 学校文化、オ. リーダー、カ. 家庭・地域社会等、キ. 教育課程行政を挙げ、それらの構造や相互の関係を視覚的に示したものである。教職員が自校の教育活動や経営活動の全体を俯瞰し、このモデルの上に学校の現状を書き出して検討することで、自校のよさを生かし課題の解決に取り組む着眼点を見いだすことができる。

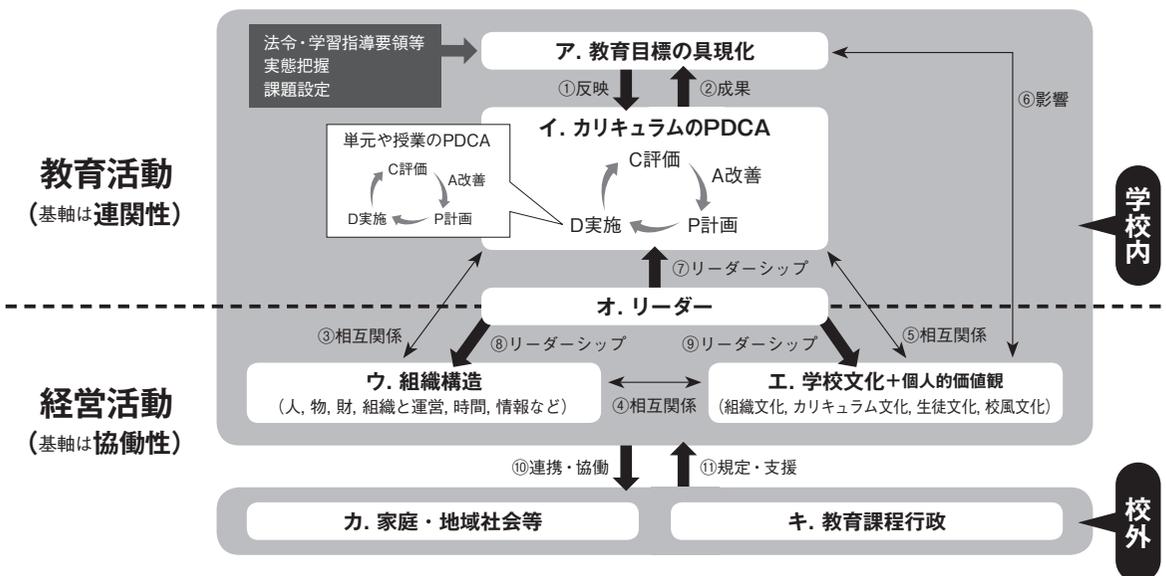


図 田村によるカリキュラムマネジメント・モデル

(田村知子・村川雅弘・吉富芳正・西岡加名恵編著『カリキュラムマネジメント・ハンドブック』ぎょうせい、2016年)

## ② 道徳教育に関わる カリキュラム・マネジメント

### (1) 道徳教育に関わる カリキュラム・マネジメントの重要性

道徳教育については、学校の教育活動全体を通じて行うという特質から、カリキュラム・マネジメントの考え方を生かしてその充実を図る必要がある。子どもたちがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする道徳教育は、その目ざすところが学校の教育目標に織り込まれ、特別の教科道徳を要として各教科等での取り組みを横断的に、また各学年での取り組みを縦断的に貫いて展開される。さらに、道徳教育は、子どもたちの学校内での学習や生活にとどまらず、家庭や地域での生活、大人や社会との関わりなども視野に置くことが求められる。そうして、学校内外の資源を効果的に活用することに配慮しながら、道徳教育のよりよい在り方を常に求め続け、動的に改善を図っていくことが重要である。

カリキュラム・マネジメントについては、例えば、道徳教育の全体計画に加えて、さらに「カリキュラム・マネジメント」という名前の計画を作成し実施しなければならないわけではない。これまで行うべきことを行ってきた学校については、特別に新たなことを付加するものではない。新学習指導要領では、道徳教育を進めるうえで必要な事項が「第1章 総則」や「第3章 特別の教科 道徳」にわたって示されている。それらを踏まえ、カリキュラム・マネジメントの考え方を生かして、各学校において行うべきことを学校の教育活動と経営活動の中に適切に位

置付け、さまざまな要素をつなげる意識を持ちながら道徳教育の質の向上を図っていくことが求められているのである。

各学校が進めてきた道徳教育の全体像や具体的な取り組みを振り返り、新学習指導要領の下でそれらの意義を問い直し、継続すべきこと、見直すべきことを一体的に整理していくことがカリキュラム・マネジメントの出発点となる。

### (2) 全体の構造化・体系化と 学びが成り立つ工夫

新学習指導要領では、子どもたちがよりよい人生や社会を創造する資質・能力の育成が目ざされ、各教科等の目標や内容を貫いて「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱で整理されている。道徳教育で養う道徳性や内容は、それらの資質・能力と密接に関わっている。中でも、道徳性に関わりが深いと考えられる「学びに向かう力・人間性等」は、他の二つの柱の資質・能力を高める基盤となったり、それらをはたらかせる方向付けに関わったりする。

こうしたことを踏まえると、学校の教育目標や道徳教育の重点目標等の設定に当たっては、「知・徳・体」という捉え方や、三つの柱で整理された資質・能力が関わり合って子どもたちがよりよい人生や社会を創造していくという視点をもって、それらをバランスよく、かつ統合的に育成するように構想していくことが求められる。

このような考え方に立ち、道徳教育の全体計画で

は、重点目標、道徳科を要として各教科等で育成を目ざす資質・能力や、そのために取り扱う内容項目などを明確にし、道徳教育全体の構造化、体系化を図ることが大切である。そのような全体の見通しの下で、道徳科の年間指導計画や学習指導案の作成、教科書教材をはじめ多様な教材の工夫などを適切に行うことができる。内容項目についても、形式的に一つずつ取り上げて一単位時間をあてるのではなく、目標との関係において必要に応じ複数の内容項目を関連付けて扱ったり、重点の置き方によって授業時数の長短を調整したりするといった工夫が考えられる。そうした工夫により、子どもたちの主体的・対話的で深い学びが成り立つようにすることが重要である。

学校の実態等を踏まえ、道徳教育に関わる目標や内容等全体についての構造化、体系化や子どもたちの学習を成立させる工夫が十分に行われているかどうかは、学校評価のポイントの一つにもなるであろう。

### (3) 推進体制の整備と学校文化の創造

道徳教育に関するカリキュラム・マネジメントにおいて重要なことは、教育活動の充実のため経営活動に関する諸要素を整えていくことである。学習指導要領では、上述のように、カリキュラム・マネジメントについて「校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携」することが求められている。さらに、「道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。」（「第1章総則 第6 道徳教育に関する配慮事項1」より抜粋）や、「校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて

工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。」（「第3章特別の教科道徳 第3 指導計画の作成と内容の取扱い2 (1)」より抜粋）などが示されている。校長は、道徳教育を学校経営の柱の一つに据え、学年や教科等の経営、生徒指導、校内研修などをつないで充実を図るよう組織体制や運営の工夫を行うことが求められる。

その際、道徳科の授業に自信がある教師ばかりではない中で、授業の計画・実施と校内研究を一体的に捉えて展開することが大切である。学校としてポイントを明確にし、授業の計画や展開、教科書をはじめ教材・教具の工夫等に着実に取り組んでいくことである。優れた実践の情報を学校全体で共有し、次の授業に生かし合うようにしたい。

「社会に開かれた教育課程」の実現を図るという理念、そして道徳教育は、その考え方を学校と家庭や地域、そして社会全体が共有し、連携・協働することでよりよく実現される。実際、子どもたちや教育をめぐる課題のすべてを学校だけで解決することは困難である。道徳教育を柱の一つにししながら、子どもたちと教職員でよりよい未来を創造しようとする前向きな学校の文化を創っていくことは、学校からさまざまな情報を積極的に提供しはたらきかけていくこととあいまって、家庭や地域の教育の在り方に好ましい影響を及ぼしていくと考える。

#### 【参考文献】

田村知子・村川雅弘・吉富芳正・西岡加名恵編著『カリキュラムマネジメント・ハンドブック』ぎょうせい、2016年



## 道徳関連書籍のご紹介



### 道徳授業をおもしろくする!

子どもの心に響く授業づくりの極意

鈴木健二 著  
A5判/128頁 定価: 本体1,800円+税

こんな素材・こんな問いかけで、子どもは考え議論するようになる!—教材開発のコツや授業を構成するポイントを解説。



### 「考え、議論する道徳」の指導法と評価

西野真由美・鈴木明雄・貝塚茂樹 編  
B5判/208頁 定価: 本体2,400円+税

主体的・対話的で深い学びを実現するための授業と評価の先進事例を豊富に紹介!



### 考え、議論する道徳授業への転換

自己を見つめ、他者との関わりを深める道徳授業

赤堀博行 監修/盛岡市立河北小学校 著  
B5判 116頁 定価: 本体1,800円+税

「考え、議論する道徳」に向けた授業改善の要点を解説するとともに、道徳授業の実際など具体的な取り組みを紹介。



### 道徳教育を学ぶための重要項目100

貝塚茂樹・関根明伸 編著  
B5判/240頁 定価: 本体2,400円+税

「特別の教科」となった道徳教育の理論と方法を、100の項目でコンパクトに解説。



# 教育出版

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10  
販売部 TEL: 03-3238-6965 FAX: 03-3238-6999  
<http://www.kyoiku-shuppan.co.jp>

こちらから  
弊社サイトに  
アクセスできます。



中学道徳通信 とびだそう未来へ【創刊号】 2017年12月1日 発行

表紙写真: アフロ

編集: 教育出版株式会社編集局  
印刷: 大日本印刷株式会社

発行: 教育出版株式会社 代表者: 伊東千尋  
発行所: 教育出版株式会社

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 電話 03-3238-6864(お問い合わせ)  
URL <http://www.kyoiku-shuppan.co.jp>



## なかよし宣言

わたしたちをとりまく自然や社会は、科学技術の進展や国際化、情報化、高齢化などによって、今、大きく変わろうとしています。このような社会の変化の中で、人間や地球上のあらゆる命がのびのびと生きていくためには、人や自然を大切にしながら、共に生きていこうとする優しく大きな心をもつことが求められています。

わたしたちは、この理念を「地球となかよし」というコンセプトワードに込め、社会のさまざまな場面で人間の成長に貢献していきます。

- 北海道支社 〒060-0003 札幌市中央区北三条西3-1-44 ヒューリック札幌ビル6F  
TEL: 011-231-3445 FAX: 011-231-3509
- 函館営業所 〒040-0011 函館市本町6-7 函館第一ビルディング3F  
TEL: 0138-51-0886 FAX: 0138-31-0198
- 東北支社 〒980-0014 仙台市青葉区本町1-14-18 ライオンズプラザ本町ビル7F  
TEL: 022-227-0391 FAX: 022-227-0395
- 中部支社 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-40 カジウラテックスビル5F  
TEL: 052-262-0821 FAX: 052-262-0825
- 関西支社 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-6-27 ヨシカワビル7F  
TEL: 06-6261-9221 FAX: 06-6261-9401
- 中国支社 〒730-0051 広島市中区大手町3-7-2  
あいおいニッセイ同和損保広島大手町ビル5F  
TEL: 082-249-6033 FAX: 082-249-6040
- 四国支社 〒790-0004 松山市大街道3-6-1 岡崎産業ビル5F  
TEL: 089-943-7193 FAX: 089-943-7134
- 九州支社 〒812-0007 福岡市博多区東恵比寿2-11-30 クレセント東福岡 E室  
TEL: 092-433-5100 FAX: 092-433-5140
- 沖縄営業所 〒901-0155 那覇市金城3-8-9 一粒ビル3F  
TEL: 098-859-1411 FAX: 098-859-1411